

女性活躍推進への取組みや姿勢を”見える化”

認定マーク「えるぼし」を取得して、 優秀な人材を確保!!

「えるぼし」取得に必要な一般事業主行動計画策定等を無料でサポートします!



優秀な人材が
採れるように
なった!



業績向上の
きっかけに
なった!



男女共に
人材が定着
するよう
になった!



「えるぼし」
取得を無料で
サポート!



『えるぼし』とは

一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な事業主は、都道府県労働局への申請により厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定を受けた事業主は、厚生労働大臣が定める認定マーク「えるぼし」を商品や広告、求人票などに付すことができます。

認定取得によるメリット

- 優秀な人材の確保につながる。
- 公共調達において加点評価を受けることができる場合がある。
- 企業イメージ向上につながる。

認定の段階 ※3段階目が最高位



『えるぼし』を取得するには

STEP 1

行動計画の策定、社内周知・公表
都道府県労働局への届出

STEP 2

都道府県労働局へ
認定の申請

STEP 3

都道府県労働局
による審査

STEP 4

『えるぼし』
取得
(厚生労働大臣認定)

※認定制度について、詳しくは、厚生労働省ホームページ(女性活躍推進法特集ページ)のパンフレット「認定を取得しましょう!」をご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

『女性活躍推進法』とは

この法律により、常時雇用する労働者の数が301人以上の大企業については、(a)自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、(b)その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出・周知・公表、(c)自社の女性の活躍に関する情報の公表を行うことが義務化され、300人以下の中小企業については努力義務となっています。

一般事業主行動計画とは

女性活躍推進法に基づき、自社の女性活躍に関する現状を把握、課題を分析し、その課題に基づき目標を設定し、達成するため行動計画を策定します。行動計画には、

- ① 計画期間
 - ② 数値目標(1つ以上)
 - ③ 取組み内容
 - ④ 取組みの実施時期
- を盛り込む必要があります。

行動計画策定、えるぼし取得を無料でサポート!

お問い合わせ

女性活躍推進センター東京事務局 一般財団法人女性労働協会

HP <http://www.josei-suishin.mhlw.go.jp/>
E-mail suishin@jaaww.or.jp 女性活躍推進サポートサイト



TEL 03-3456-4412 受付時間(平日)
FAX 03-6809-4472 9:00~17:30